

## 小規模多機能ホームわかまつ 運営規程

### 第1条（事業の目的）

社会福祉法人やまなし勤労者福祉会が開設する小規模多機能ホームわかまつ（以下、「事業所」という）が行う指定小規模多機能型居宅介護（以下、「事業」という）は、要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

### 第2条（運営の方針）

事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 第2条の2（短期利用）

本事業は、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用し、短期間の指定小規模多機能居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用居宅介護に活用できる宿泊室の数は、短期利用を認める当該日の登録数により決定する。
- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が小規模多機能居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能居宅介護計画に従いサービスを提供する。

### 第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 小規模多機能ホームわかまつ
- 二 所在地 山梨県甲府市若松町6-35

### 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者（常勤1名）  
管理者は、事業所の従業者の管理、及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定小規模多機能型居宅介護を提供する。
- 二 介護支援専門員（常勤1名）  
介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたる。
- 三 介護従事者（9名以上）  
介護従事者は、登録者の居宅を訪問して、指定小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する。
- 四 看護師（1名以上）  
看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

#### 第5条（営業日及び営業時間等）

当事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日 1年を通じて毎日営業する
- 二 営業時間
  - ア 通いサービス 午前6時から午後9時まで
  - イ 宿泊サービス 午後9時から午前6時まで
  - ウ 訪問サービス 24時間

#### 第6条（登録定員及び利用定員）

当事業所における利用定員は次の通りとする

- 一 登録定員 29名
- 二 通いサービス 18名
- 三 宿泊サービス 9名

#### 第7条（通常の事業の実施地域）

甲府市内

#### 第8条（小規模多機能型居宅介護計画の作成）

事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始にあたり、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- 一 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を送ることができるよう配慮する。
- 三 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- 四 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行うなど、登録者の居宅における生活を支えるために、適切なサービスを提供することとする。

#### 第9条（指定小規模多機能型居宅介護の内容）

- 一 通いサービス  
事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 二 宿泊サービス  
事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 三 訪問サービス  
利用者の居宅において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

#### 第10条（指定小規模多機能型居宅介護の利用料）

指定小規模多機能型居宅介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。

#### 第11条（サービス利用にあたっての留意事項）

- サービス提供にあたっては、利用者以下に以下の点について留意していただくものとする。
- 一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する可能性があること。
  - 二 利用日当日の欠席をする場合には、前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。
  - 三 サービス提供上、他の利用者の方の迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

#### 第12条（緊急時等における対応方法）

事業所の職員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関に連絡するとともに、受診等の適切な処置を講ずる。

#### 第13条（事故発生時の対応）

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

#### 第14条（苦情処理）

当事業所は、自ら提供した小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

#### 第15条（非常災害対策）

指定小規模多機能型居宅介護の提供中に、天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

#### 第16条（運営推進会議）

当事業所が行う指定小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者および小規模多機能型居宅介護についての知見を有するものとする。
- 3 運営推進会議の開催は、おおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は、通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会とする。

#### 第17条（その他運営に関する留意事項）

当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月間の入職時研修の実施
  - 二 継続研修 入職後3年間の卒後研修の実施  
法人内の研修委員会主催の研修への参加
- 2 職員は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
  - 3 当事業者は、職員であったものに業務上知り得た利用者またその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
  - 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人やまなし勤労者福祉会と事業所の管理者との協議の基づいて定めるものとする。

(附則) この規程は、平成24年3月31日から施行する。

(改定) 平成26年4月1日

(改定) 平成27年8月1日

(改定) 平成28年10月1日

(改定) 平成30年8月1日

(改定) 令和5年2月1日